

## 感染症による登園停止期間について

気延のもりの保育園

◎登園時に**医師が記入**した『登園許可書』が必要な疾患

\*出席停止期間の基準: 病気の状態により医師が感染のおそれがないと判断するまで

疾患名	登園のめやす
インフルエンザ	発症後5日、かつ解熱後3日を経過するまで(裏面に詳細あり)
麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
風しん	すべての発疹が消失するまで
おたふくかぜ (流行性耳下腺炎)	耳下腺(耳の前～下)、顎下腺(あごの下)の腫れが出現後5日を経過し、普段の食事をとることができ、全身の健康状態が良くなるまで
プール熱(咽頭結膜熱)	主な症状(発熱、咽頭炎、結膜炎など)が消え、2日経過するまで
水ぼうそう	すべての発疹がかさぶたになるまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または抗菌剤による治療が終了するまで
流行性角結膜炎	感染力がとて強いため、主な症状(まぶたのはれや目やに)が消失するまで
急性出血性結膜炎	主な症状(白目の出血や目やに)医師により感染のおそれがないと認められるまで
ウイルス肝炎	肝臓の機能が正常であり、医師により全身の健康状態が良いと認められるまで

○医師の診断を受け、登園時に**保護者が記入**する『治癒届』が必要な疾患

疾患名	登園のめやす
手足口病	主な症状(発熱やのどの痛み、口の中の水ぶくれ)がほとんど消失し、ふだんの食事がとれるまで
ヘルパンギーナ	主な症状(発熱や痛みのある口内炎)がほとんど消失し、ふだんの食事がとれるまで
RSウイルス	呼吸器症状(せき)がほとんど消失し、医師により全身の健康状態が良いと認められるまで
ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス)	主な症状(嘔吐、下痢)がほとんど消失し、医師が全身の健康状態が良いと認められるまで
とびひ	医師に見てもらい、治療し、病変部をガーゼや包帯できちんと覆っていれば登園可能 ※水ぶくれの数が多かったり、広い範囲になっている場合は、他人への感染のおそれがないと医師が判断するまで
水いぼ (伝染性軟属腫)	医師に見てもらい、治療していれば登園可能 (掻き傷から汁が出ている場合は、ガーゼや包帯できちんと覆う)
リンゴ病(流行性紅斑)	発疹のみで、医師により全身の健康状態が良いと認められるまで
溶連菌感染症	抗菌薬による治療後24～48時間を経過し、医師により全身の健康状態が良いと認められるまで
突発性発疹	主な症状(発熱や発疹)がほとんど消失し、医師により全身の健康状態が良いと認められるまで
マイコプラズマ肺炎	主な症状(発熱やたんの出ないせき)がほとんど消失し、医師により全身の健康状態が良いと認められるまで
ヘルペス性口内炎	主な症状(発熱や痛みのある口内炎)がほとんど消失し、医師により登園に支障がないと認められるまで
帯状疱疹	すべての発疹がかさぶたになるまで